

# 役場からのお知らせ

## 納期のお知らせ

八百津町役場 電話43-2111

### 3月に納めるもの

後期高齢者医療保険料9期分	4月 2日
保育料2月分	3月 12日
"    3月分	4月 2日
水道料3月分	4月 2日
町営住宅3月分	4月 2日

### 4月に納めるもの

水道料3月使用分	5月 1日
町営住宅4月分	5月 1日

固定資産税1期分は平成24年度に限り、5月31日に変更となりました。

口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

## 水道環境課からのお知らせ

### 合併処理浄化槽転換助成金交付事業の開始お知らせ

(財)岐阜県環境管理技術センターでは、平成24年4月1日から合併処理浄化槽転換助成金交付事業を開始します。個人が汲み取り便所、単独処理浄化槽からBODとT-N共に10mg/ℓ以下の処理能力を有する合併処理浄化槽へ入れ替えされた場合等に助成金を交付します。事業の概要については次のとおりです。

#### 対象地域

岐阜県内の次の地域

- (1)下水道事業認可区域および農業集落排水処理区域以外の地域
- (2)下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業認可区域内の地域
- (3)農業集落排水施設の整備が原則として7年以上見込まれない農業集落排水計画区域内の地域
- (4)その他市町村長が認める地域

#### 対象浄化槽

- (1)新築および建物の建て替えを除く汲み取り便所、単独処理浄化槽、大型浄化槽等から個別の合併処理浄化槽へ転換する、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽
- (2)国土交通大臣により放流水質のBOD及びT-Nが10mg/ℓ以下と認定された合併処理浄化槽  
なお、センターの10基以上の11条検査の測定により放流水質の透視度が30度以上かつ適合率が95%以上の合併処理浄化槽を推奨する。

#### 対象者

設置届を提出し、らくらく一括契約を締結して合併処理浄化槽を継続して使用する設置者(賃貸・販売目的の住宅を除く)

#### 助成額

- (1)助成額は、年間3千万円
- (2)助成額は、高度処理型浄化槽の国庫補助基準額(人槽別最小額)の1/2。ただし、浄化槽設置の市町村独自の上乗せ補助金がある場合は、その額を控除します。

人 槽	国庫補助基準額	助成額(最高)
5 人 槽	444,000円	222,000円
7 人 槽	486,000円	243,000円
10 人 槽	576,000円	288,000円



#### お問い合わせ

(財)岐阜県環境管理技術センター総務課(4/1からは公益推進課)

電話058-276-0321までお尋ねください。

または、役場1階 水道環境課 水道係・下水道係 電話 0574-43-2111(内線2124・2125)まで